

○農林水産省令第八号
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成十六年一月三十日

農林水産大臣 亀井 善之

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の付表第八中「レモン」の下に「クレ
メンティン」を加え、「及びパレンシア種」を
「、パレンシア種及びサルステイアーナ種」に改
める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。